

江東区病児・病後児保育事業利用料 助成のご案内（令和7年度）

江東区の病児・病後児保育室をご利用した方のうち、生活保護世帯及び住民税又は所得税非課税世帯の方へ、利用料(2,000円)の全額又は一部を助成します。

1 助成の対象（下記①～③のいずれかに該当する世帯）及び助成金額

	助成対象となる世帯	助成金額(1回)
①	生活保護世帯	全額(2,000)円
②	令和7年度(4月～6月までに利用した方は6年度)住民税非課税世帯	全額(2,000)円
③	令和6年分所得税非課税世帯	半額(1,000)円

2 助成までの流れ

病児・病後児保育室をご利用後、下記3(1)①及び②の書類をご用意いただき、江東区役所へ申請してください。助成が決定しましたら、ご指定の銀行口座へ振り込みます（現金払いはできません）。

3 申請方法

(1) 下記の書類について、記入例を参考にご記入ください。

①記入していただく書類（申請書等への押印は、朱肉を使用した印鑑を使用してください）

（ア）江東区病児・病後児保育事業利用料助成金交付申請書

（イ）債権者登録書兼支払金口座振替依頼書（振込先の口座名義人は、（ア）の申請者と同一の方をご記入ください）

上記の書類は、病児・病後児保育室又は区役所保育支援課保育サービス係で配布しています。

②用意していただく書類

所得税非課税世帯の方は、父母の令和6年分源泉徴収票又は確定申告書の控え等所得税の金額が分かる書類を添付してください（コピーで結構です）。

※その他、転居等により江東区で住民税の確認ができない場合などは、別途住民税が非課税であることがわかる書類のご提出をお願いする場合があります。

(2) ご利用月の翌月15日(区役所必着)までに上記(1)①及び②の書類を下記の送付先まで郵送にて提出ください（出張所等出先機関では受け付けておりません）。

送付先

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 江東区役所こども未来部保育支援課保育サービス係

4 お振込み予定日について

病児・病後児保育利用月に助成申請をした方 ⇒ 申請月の翌月末までに口座へ振り込み

病児・病後児保育利用月の翌月に助成申請をした方 ⇒ 申請月の月末までに口座へ振り込み

問い合わせ先 江東区役所こども未来部保育支援課保育サービス係 Tel 3647-4934(直通)